

下松市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

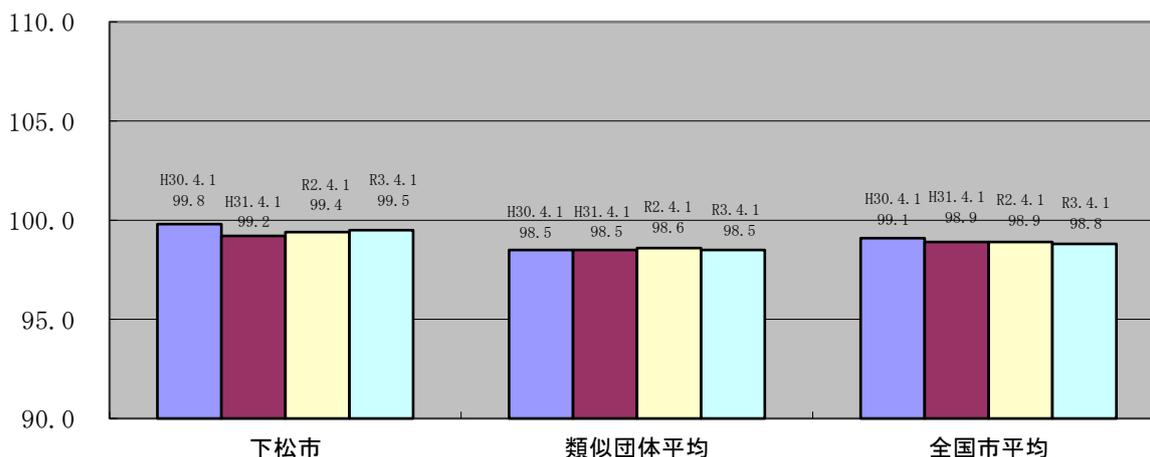
区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 57,358	千円 28,172,605	千円 860,642	千円 3,505,359	% 12.4	% 12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 392	千円 1,447,836	千円 263,207	千円 580,848	千円 2,291,891	千円 5,847	千円 5,841

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

なし

(4) 給与改定の状況

下松市において人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げを行わない。高齢層については最大で4%引き下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

下松市において地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	42.2歳	323,479円	381,031円	355,432円
山口県	43.5歳	325,333円	404,057円	350,510円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.8歳	313,723円	388,666円	350,027円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
下松市	55.6歳	7人	349,771円	369,567円	352,129円	—	—	—	—
うちその他 技能労務職	55.6歳	7人	349,771円	369,567円	352,129円	—	—	—	—
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.9歳	24人	305,675円	338,783円	321,896円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
下松市	—	—	—
うちその他 技能労務職	5,931,424円	—	—

(注) ※ 民間データは、賃金構造改革統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3ヵ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	34.4歳	274,621円	337,863円	294,365円
山口県	—	—	—	—
国	42.6歳	356,097円	—	432,622円
類似団体	36.9歳	279,580円	364,109円	306,322円

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	39.9歳	313,800円	338,521円	323,750円
山口県	—	—	—	—
国	43.9歳	335,424円	—	385,774円
類似団体	36.7歳	271,249円	310,747円	291,275円

⑤ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	42.4歳	319,500円	421,713円	330,810円
山口県	—	—	—	—
国	47.6歳	319,112円	—	357,517円
類似団体	40.5歳	300,748円	374,711円	321,139円

⑥ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	37.1歳	292,933円	359,619円	322,273円
山口県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.9歳	296,989円	373,345円	334,130円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		下 松 市	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700円	188,700円	182,200円
	高 校 卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	154,900円	141,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

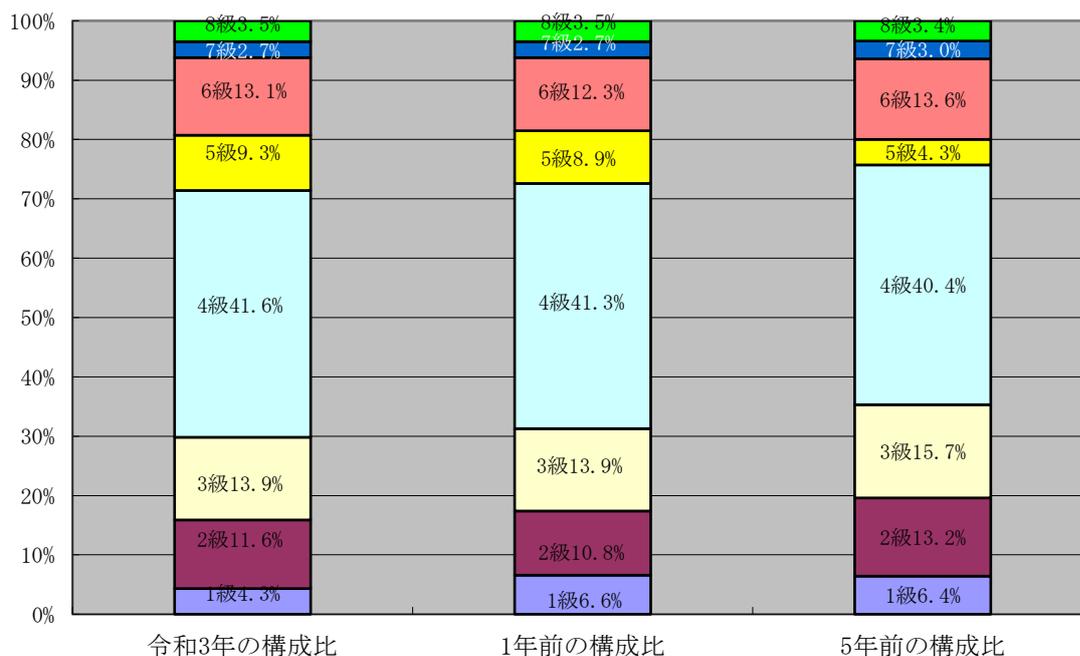
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,950円	357,314円	383,020円	376,780円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

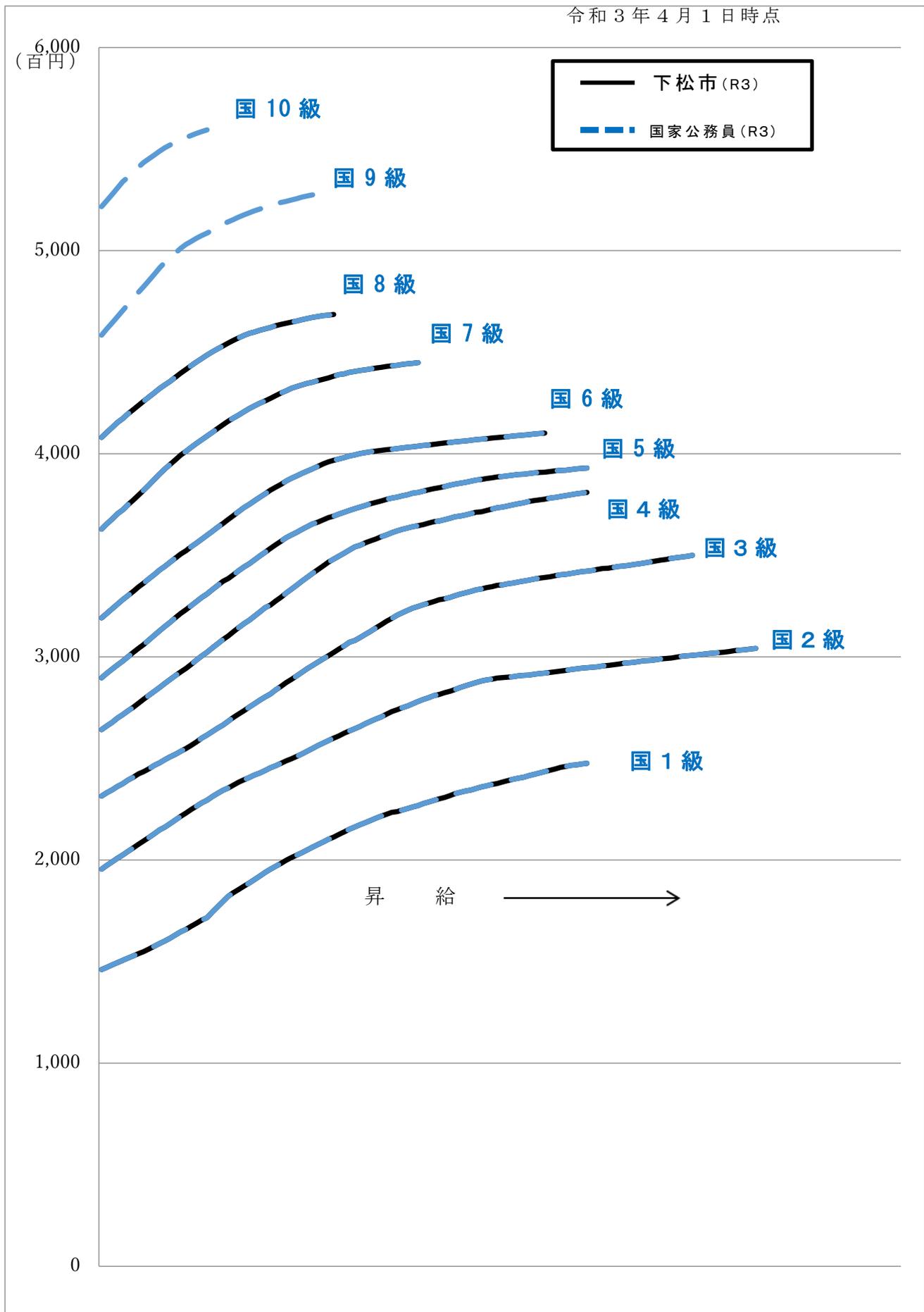
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	10人	3.5%	408,100円	468,600円
7級	部次長	7人	2.7%	362,900円	444,900円
6級	課長、主幹	34人	13.1%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐	24人	9.3%	289,700円	393,000円
4級	係長、主査	108人	41.6%	264,200円	381,000円
3級	主任	36人	13.9%	231,500円	350,000円
2級	職員	30人	11.6%	195,500円	304,200円
1級	職員	11人	4.3%	146,100円	247,600円

(注) 1 下松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（下松市区町村）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下 松 市	山 口 県	国
1人当たりの平均支給額（2年度） 1,512 千円	1人当たりの平均支給額（2年度） 1,724 千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（下松市区町村）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

下 松 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～45%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
（退職時特別昇給 なし）					
1人当たり平均支給額 17,277千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 下松市は、地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		10,379千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		79,231円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		31.2%		
手当の種類（手当数）		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症業務手当	一般行政職	感染症にかかる消毒又は疫学調査	—	1件当たり500円

感染症業務手当	一般行政職、 消防職	新型コロナウイルス感染症にかかる作業	—	日額 1,000 円 (特に長時間の作業の場合 1,500 円)
一般消毒従事手当	一般行政職	消毒 (上記を除く)	—	日額 300 円
行旅病人及び行旅死亡人収容業務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人収容	308 千円	行旅病人 1 人当たり 2,500 円 行旅死亡人 1 体当たり 7,000 円
社会福祉業務手当	一般行政職	生活保護事務	637 千円	日額 450 円
徴収業務手当	一般行政職、 税務職	市税等の徴収	534 千円	日額 400 円
用地交渉手当	一般行政職	土地の取得のための交渉	—	日額 400 円
死犬猫処理手当	一般行政職、 技能労務職	犬猫の死体処理	209 千円	1 件当たり 500 円
土・日曜日勤務手当	一般行政職、 福祉職	土・日曜日の勤務	2,074 千円	1 日 2,200 円 半日 1,100 円
消防職務手当	消防職	消防業務	3,750 千円	月額 5,000 円
高所作業手当	消防職	高所での業務	70 千円	1 回 220 円 (20m 以上での場合 320 円)
潜水業務手当	消防職	水難救助活動	12 千円	1 回 310 円 (特に困難な業務の場合 465 円)
火災出動手当	消防職	消火活動、現場検証	193 千円	出動 1 回当たり 400 円
救急等出動手当	消防職	救急出動	1,764 千円	出動 1 回当たり 250 円
救急救命士手当	消防職	救急救命業務	829 千円	1 当務当たり 510 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2 年度決算)	101,036 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (2 年度決算)	278 千円
支給実績 (元年度決算)	124,712 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (元年度決算)	363 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (2 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 子1人につき 10,000円 ③ それ以外は1人につき 6,500円 ④ 満16歳の年度初めから満19歳年度末までの子は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから満22歳年度末までの子は1人につき 9,500円加算 ※①、②については職務の級が8級の職員は3,500円	異なる	⑤ 満16歳の年度始めから22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算	53,520千円	254,857円
住居手当	① 持家 なし ② 借家 ア. 家賃 5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃19,001円以上 (家賃-19,000円) ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	異なる	① 持ち家 なし ② 借家 ア. 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 イ. 家賃23,001円以上 (家賃-23,000×1/2+11,000円 支給限度額27,000円)	45,533千円	159,766円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	異なる	② 交通用具(車等)利用 距離制 2,000円~31,600円	19,213千円	70,897円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1 から減額を実施 (H30.4.1 から上記の額に次の割合を乗じて得た額に改定) 部長級 85/100 部次長・課長級 88/100	異なる	〈手当額〉 組織・官職の違いにより 46,300円 ~130,300円	40,802千円	728,601円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき ① 部長級 10,000円 ② 部次長級 8,500円 ③ 課長級 7,000円	異なる	組織・官職の違いにより 6,000円~18,000円	295千円	16,367円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時の間)に勤務した場合 [1時間あたりの給料]×25%×[勤務時間]	同じ		5,259千円	111,903円

休日勤務手当	祝日法による休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に支給 [1時間あたりの給料]× 135%×[勤務時間]	同 じ		15,837 千円	268,423 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給基礎額 30,000 円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて 40,000 円を超えない範囲内で加算	同 じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長 副 市 長	935,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
			1,053,000 円 / 466,500 円	870,000 円 / 622,700 円	
報 酬	議 長	475,000 円 () 円	629,000 円 / 385,000 円		
	副 議 長	415,000 円 () 円	575,000 円 / 330,000 円		
	議 員	377,000 円 () 円	530,000 円 / 308,000 円		
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(2年度支給割合) 3.35 月分 加算措置 45%			
	議 長 副 議 員	(2年度支給割合) 3.35 月分 加算措置 20%			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	93.5 万円×在職月数×55/100 76 万円×在職月数×35/100	2,468 万円 1,277 万円 —	任期毎 任期毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

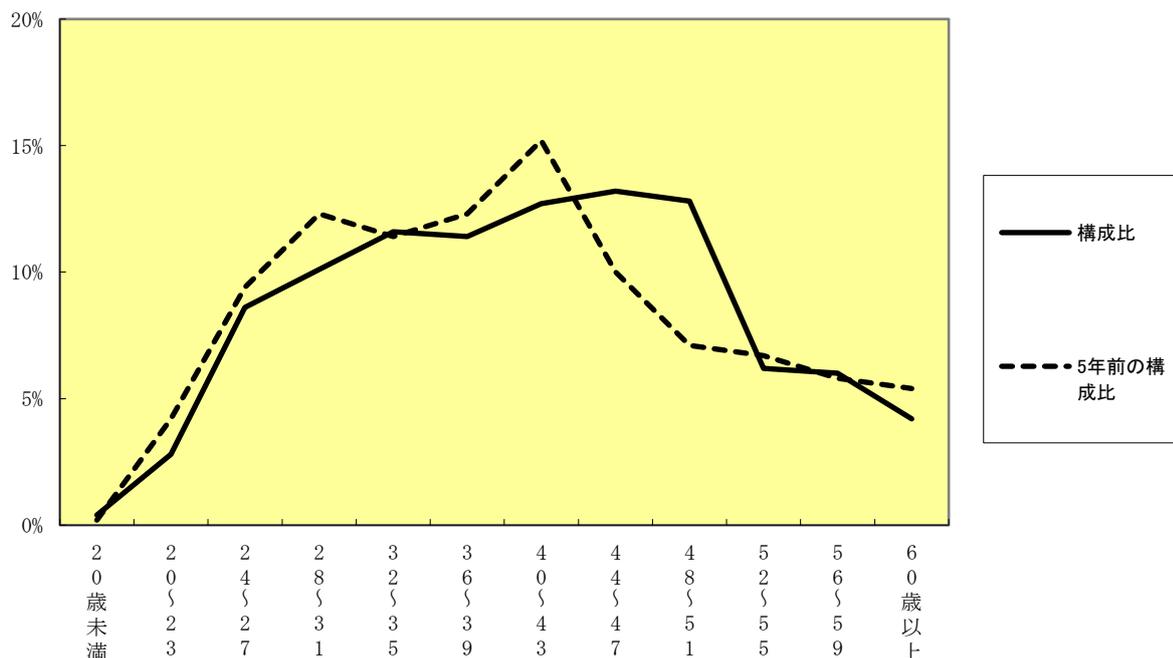
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 2 年	令 和 3 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5		
	総 務	78	80	2	機 構 改 革、業 務 増
	税 務	25	24	△1	業 務 見 直 し
	農 林 水 産	19	18	△1	機 構 改 革
	商 工	6	9	3	機 構 改 革
一 般 行 政 部 門	土 木	43	44	1	業 務 増
	民 生	85	83	△2	退 職 者 の 不 補 充
	衛 生	29	29		
	小 計	290	292	2	<参 考> 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 <u>50.91 人</u> (類 似 団 体 の 職 員 数 <u>57.07 人</u>)
普 通 会 計 部 門	教 育 部 門	36	32	△4	機 構 改 革
	消 防 部 門	66	67	1	市 長 部 局 か ら の 復 帰
	小 計	392	391	△1	<参 考> 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 <u>68.17 人</u> (類 似 団 体 の 職 員 数 <u>73.87 人</u>)
	公 営 企 業 等				
公 営 企 業 等	水 道	21	21		
	下 水 道	12	12		
	そ の 他	29	29		
小 計	62	62			
合 計		454 [483]	453 [483]	△1 [0]	<参 考> 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 <u>78.98 人</u>

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	13人	39人	46人	53人	52人	56人	60人	58人	28人	27人	19人	453人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	276	286	289	287	290	292	16(5.8%)
教育	42	30	31	33	36	32	▲10(▲31.3%)
消防	65	65	64	65	66	67	2(3.1%)
普通会計	383	381	384	385	392	391	8(2.1%)
公営企業等会計	60	59	62	61	62	62	2(3.3%)
総合計	443	440	446	446	454	453	10(2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業及び工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

【水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	1,147,734	209,109	167,643	14.6	15.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	22	87,486	15,354	37,006	139,846	6,357	6,045

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

【工業用水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2 年度	千円 178,610	千円 10,067	千円 44,226	% 24.8	% 24.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2 年度	人 5	千円 21,118	千円 4,285	千円 8,800	千円 34,203	千円 6,841	千円 6,202

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、3年3月31日現在の人数である。

【下水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2 年度	千円 1,309,750	千円 17,487	千円 50,781	% 3.9	% 4.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2 年度	人 12	千円 43,992	千円 5,788	千円 18,335	千円 68,115	千円 5,676	千円 5,953

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下松市上下水道局	43.2 歳	354,632 円	522,881 円
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下松市上下水道局				下松市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（2年度）				1人当たり平均支給額（2年度）			
1,616 千円				1,512 千円			
（2年度支給割合）				（2年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
（1.45）月分		（0.90）月分		（1.45）月分		（0.90）月分	

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 なし
------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

下松市上下水道局			下松市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続 20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続 25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続 35年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～45%			定年前早期退職特例措置 2～45%		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 16,014千円			1人当たり平均支給額 17,277千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。
(上下水道局分は、28年度から2年度までの退職手当平均支給額である。)

ウ 地域手当 下松市上下水道局は、地域手当を支給していない。

エ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)			2,523千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)			126,132円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2年度)			51.3%	
手当の種類 (手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場手当	現場監督に従事する者、 検針・集金業務に従事する者又は周南都市水質検査センターに勤務することを命ぜられた者	現場監督業務 検針・集金業務 周南都市水質検査センターでの勤務	2,314千円	日額570円
緊急出務手当	勤務時間外に緊急出務を命ぜられた者		189千円	1回3,000円
年末年始勤務手当	12月30日から翌日1月3日までの間に勤務すること命ぜられた者	12月30日から翌日1月3日までの間の勤務	20千円	1日につき8,000円を限度として管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	4,959千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	146千円
支給実績 (元年度決算)	3,196千円
職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)	91千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 子1人につき 10,000円 ③ それ以外は1人につき 6,500円 ④ 満16歳の年度初めから満19歳年度末までの子は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから満22歳年度末までの子は1人につき 9,500円加算	同じ	—	7,571千円	315,446円
住居手当	① 持家 なし ② 借家 ア. 家賃 5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃 19,001円以上 (家賃-19,000円) ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	同じ	—	2,588千円	89,242円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	同じ	—	2,908千円	93,819円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1から減額を実施(H30.4.1から上記の額に次の割合を乗じて得た額に改定) 部長級 85/100 部次長・課長級 88/100	同じ	—	4,738千円	676,871円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき ① 部長級 10,000円 ② 部次長級 8,500円 ③ 課長級 7,000円	同じ	—	141千円	23,417円